

自民党改憲案の論点

シリーズ

識者に聞く

自民党改憲案が現憲法9条2項の戦力不保持規定を削除し「国防軍」を創設すると明記している点について、浦田一郎
明治大学教授に聞きました。
(若林明)



明治大学教授 浦田 一郎さん

安倍晋三政権の改憲の最終目標は憲法9条です。安倍首相が9条の改憲を公言し、衆参両院で改憲勢力が3分の2以上を占めている状況は、戦後の憲法史の中でも一番危機的といえます。9条の1項は、自民党が作成した「自民党改憲草案Q&A」で「基本的には変更しない」としながら、重大な変化があります。現在の日本国憲法で「戦争」と「武力」を放棄しているのに対して、戦争は「放棄する」としていますが、武力

無制限の武力行使に

については「用いない」としています。これは「放棄」はしない「留保する」と理解できません。

「限定的」から 全面容認要求

「改憲草案」は憲法の平和主義の核心である、戦力不保持、国の交戦権の否認を規定した2項を削除し、新しい9条2項で「自衛権の発動は妨げない」としています。つまり、海外での武力行使を可能にする集団的自衛権を含む自衛権発動としての武力行使は放棄しないということです。

戦争法によって集団的自衛権は容認されました。しかし、まだ限定的な容認です。アメリカが求めているのは全面容認です。アメリカはアフガニスタンへの軍事介入やイラク戦争において、自衛隊に前線の戦闘に参加できるようにしてほしいと考えています。安倍政権は、アメリカの要求に応えるために、

無制限の集団的自衛権の行使が可能となる明文改憲に向かおうとしています。それがこの「改憲草案」にはっきり表れています。

「改憲草案」は第9条の2で国防軍の創設を掲げています。

「Q&A」で軍隊を持つことを「現代世界では常識です」と言っています。集団的自衛権を行って普通の軍隊が国防軍だということなんです。しかし、普通の軍隊を持つ国になることは、かなり大変なことです。いざとなれば、国民の人権は制限され、夜間外出が制限され、表現の自由が制限され、令状なしに逮捕されたりする。これらを本当に「普通」だから「良し」としていいのでしょうか。「改憲草案」の考え方は、戦争をしない国として守ってきた人権を制限し、憲法全体の性格を変えてしまう危険性があります。

「改憲草案」は第9条の3で「国民と協力して、領土、領海、領空を保全し」としています。

条文が必ずしも整備されていない印象を持ちますが、これは、「国民の協力義務」と読めます。条文自体からはなんらかの軍事的な協力を国民に求める条文と考えられます。

軍事の合理性 受け入れない

戦後70年の中で国民は軍事的なものに否定的、警戒的な感覚を身につけてきています。軍隊を持っている多くの国で国のために戦死することは名譽とされています。しかし、日本国憲法を持っている日本では違いました。戦争をして「人殺し」をすることはいやだと考える人が多くいます。そう考える人が多いか。それが「普通」ではないでしょうか。

広島、長崎の原爆投下を経て、憲法9条で「武力」を否定してきた日本人の中に軍事の合理性を究極的には受け入れないという意識が定着していると思えます。